

■自動車税は納期限までに納めましょう！(税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(所有権留保自動車は使用者)に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限(5月31日(火))までに納付してください。納付後は納税証明書と一緒大切に保管してください。

心身に障害のある方が所有する自動車、または心身に障害のある方と生計を一緒にしている方が所有する自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限(5月31日(火))までに申請することにより自動車税が减免されます。

また、次のとおり土曜日及び日曜日に境県事務所に納税のための窓口を開設しますので、平日に納税できない方はご利用ください。

○窓口開設日時 5月28日(土) 5月29日(日)

午前8時30分から午後5時まで

茨城県境県事務所 ☎(87)1120

■軽自動車税は納期限までに納めましょう！(税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限(5月31日(火))までに納付してください。納付後は納税証明書と一緒大切に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または心身に障害のある方と生計を一緒にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限5月24日(火)までに申請することにより軽自動車税が减免されます。

なお、自動車税の减免を申請されている方は申請できませんので、ご注意ください。

○持参するもの 障害者手帳、運転免許証、納税通知書、印鑑(减免申請書は税務課に用意してあります。)

○お問い合わせ 税務課(内線253)

■電話加入権の公売について(税務課)

電話加入権の公売を次のとおり行いますので、購入を希望される方はご参加ください。

○日時 平成17年5月19日(木) 前11時から

○場所 境町長井戸320 境合同庁舎2階中会議室

○お問い合わせ 茨城県境県税事務所収税課 ☎(87)1120(代)

■環境美化運動の実施について(生活環境課)

環境美化運動を次のとおり行いますので、みなさんのご協力をお願いします。

○日時 5月29日(日)午前8時から ※小雨決行(延期の場合は防災無線により午前7時5分に放送し、6月5日(日)に実施します。)

■介護保険施設の食費の減額申請について(福祉課)

介護保険施設の食費の負担額は、所得により減額されますので該当する方は、福祉課に申請してください。

食事の標準負担額(1日あたり)

一般	780円
世帯全員が町民税非課税世帯	500円
生活保護の受給者・町民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	300円

○お問い合わせ 福祉課(内線238・239)

■高額介護サービス費について(福祉課)

介護保険では、利用者は介護サービスを利用したときに、その費用の1割を自己負担しますが、同一月内に受けたサービスの自己負担額の合計額(世帯に2人以上の利用者がいる場合には世帯合計額)が高額とならないように、一定の上限が決められています。

利用者負担の上限

区分	上限(世帯合計額)
一般世帯	37,200円
町民税世帯非課税	24,600円
町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円

この自己負担の上限を超えたときには、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。ただし、施設入所者の食事・日常生活費等の利用者負担分、福祉用具購入費、住宅改修費については対象になりません。

「高額介護サービス費支給申請書」に該当月の領収書を添えて福祉課に申請してください。

○お問い合わせ 福祉課(内線238・239)

こんな事でお困りでは

こんな計画がある方は

建物(木造住宅・工場・倉庫他)の解体、造成、盛土、樹木の伐採、産業廃棄物処理
お気軽にご相談下さい。まずはお電話を。

株式会社 伊藤工業

五霞町江川1472 ☎84-0395 携帯090-3224-8789